

傷病手当に関するQ&A

Q 新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われたため、勤務することができなかったことは、どのように証明すればよいですか。

A 医療機関において、支給申請書（医療機関記入用）を作成していただくことで証明していただきます。また、新型コロナウイルス感染症に感染し陽性判定となった方で、医療機関に申請書作成してもらえない場合は、保健所や県コロナ対策本部から郵送される「就業制限について(通知)」と「就業制限の解除について(通知)」の2枚（写し）があれば、支給申請書（医療機関記入用）の作成・提出は不要です。

Q 家族が感染し濃厚接触者になった等の事由で本人が休暇を取得した場合、傷病手当金は支給されますか。

A 傷病手当金は、「本人の疾病に対し、療養のため労務に服することができないとき」に支給するものであるため、濃厚接触者という理由だけをもって支給されるものではありません。ただし、検査の結果、本人が陽性判定となり療養のため労務に服することができない場合は、支給対象となります。

Q 感染の疑いはないが、自治体からの外出自粛要請や事業主からの指示で労務に服さなかった場合、傷病手当金の支給対象となりますか。

A 傷病手当金は、「本人の疾病に対し、療養のため労務に服することができないとき」に支給するものであるため、感染の疑いがないものの、自治体からの外出自粛要請や事業主からの指示で労務に服さなかった場合は、支給対象となりません。

Q 「直近の継続した3ヶ月間の給与収入」はどのように把握しますか。

A 事業主において申請書（事業主記入用）を作成していただくことで給与等の収入を把握します。

※直近3ヶ月とは、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われたため、勤務することができなかった日の属する月は含みません。

※直近3ヶ月に勤務実態がない場合は、算定根拠となる給与等収入がないため支給対象とはなりません。

※直近3ヶ月において複数の事業所に勤務していた場合は、それぞれの事業主において当該申請書を作成していただく必要があります。

※事業主が休業・廃止され、事業主の証明が得られない場合は支給対象となりません。

Q 年次有給休暇取得による給与等の支払いや休業手当等の支給があった場合、支給対象となりますか。

A 療養のため労務に服することができなかった期間において、給与等や休業手当等を受けることができる場合は、支給されません。ただし、その受けることができる給与等や休業手当等の額が傷病手当金の算定額よりも少ないときは、その差額が支給されます。